

第3回食文化ワーキンググループ 議事次第

日時：令和2年12月3日

1. これまでの振り返り
2. 文化財保護に関する文化財分科会企画調査会の検討状況について
3. 食文化振興施策の方向性について

【配布資料】

- | | |
|-----|---------------------|
| 資料1 | 第2回食文化WGの概要 等 |
| 資料2 | 企画調査会における検討状況について |
| 資料3 | 食文化振興の課題と施策の方向性について |
| 資料4 | 村田委員からのご意見 |

第2回食文化WGの概要 (委員からの主なご意見)

<多様性>

- ・食文化を俯瞰的に捉えるにあたり、「空間と時間」、「自然・人間活動の影響」という切り口が参考になる。
- ・その上で、実際のフィールドでは様々な要素が絡み合って多様性が生まれている。産業との結びつきも一つの要素。
- ・地域で一つ一つ食文化を残していくこと、また料理だけでなく配膳など様々な点から捉えることも、食文化の多様性に繋がる。
- ・多様な食文化が存在しても地域の人々や国民に認識されなければ意味がない。食教育や普及によるシビックプライドの醸成が重要。

<食文化の振興策（特に文化財保護法関係）>

- ・現状の制度でも、専門調査会に食文化の専門家を入れるなど体制整備の上で、重要無形民俗文化財として扱うことは可能。一方、重要無形文化財は現状では芸能と工芸技術以外を扱う体制にはなっていない。緩やかな保存とボトムアップの取組から始め、より詳細に絞り込んで無形文化財指定を実現した小浜市の進め方は、国の制度検討においても参考となる。
- ・家庭料理とプロの料理人の料理は別物であり、何を対象にするか難しい。食文化の特性を踏まえ、どのような枠組みが可能かを検討する必要があるのではないか。
- ・文化振興と異なり文化財保護は文化庁にしかできない取組。「歴史に根付いた食文化」という見方は、保護行政の意義を感じる。ただし、地道な調査研究が必要。ボトムアップ型で進めるべき。
- ・地域による研究調査を通して地域が誇れるものを探し出すこと、価値が評価される前から、それらの情報・研究結果にアクセスできる環境が大事。
- ・歴史的なものを評価して残すことに加え、今の私たちの食をどうするかという点も重要。

第1回食文化WGの概要 (委員からの主なご意見)

<食の文化的価値>

- ・海外では日本の食文化への評価が高いが、国内では文化としての認識が弱い。国民が意識するきっかけ作りをすべき。教育の場が重要。
- ・日本料理で「勘と経験」と言われてきた技術を記録し、後世に残していくことが重要。
- ・食文化の周辺の伝統文化、漆器、すだれなどのしつらえも一緒に発信することが重要。

<地域における維持・継承>

- ・地域による多様性は重要。しかし伝統野菜・料理などの価値に、地元の人は気づけない。今の時代に合わせ、活用されるよう、維持・継承をサポートする必要。
- ・食べ手や家庭での継承も文化政策として重要。

<文化財保護法関係>

- ・食文化を重要無形文化財として指定することに賛成だが、現時点では学術的に評価する基盤が整っていない。その間何もしないということではなく、どのような制度設計ができるかを検討すべき。
- ・多様性、希少性等を評価する民俗文化の観点も重要。芸術性等とは異なる観点からも分析する必要。
- ・食文化の文化財指定については、慎重に検討すべきという声もある。きちんとした理論武装・学術的な裏付けが必要。制度設計については注意深く進めるべき。
- ・文化財行政の中で食文化を適切に位置づけ、保存と活用の両輪の方策を示せば、無形文化では世界の先駆けとなれる。

<文化発信>

- ・文化の保存や継承も重要だが、経済的価値が大きいことも忘れてはならない。観光に結び付いたり、食材等の輸出という経済的貢献がある。文化発信とブランディングが今後は大事になってくる。

<その他>

- ・食文化の基礎が危うい状況。生活文化全体にその傾向。食文化を先駆けとして、生活文化全体に文化庁として取り組むべき。

論 点（案）

1 日本の食文化の文化的価値

【たたき台】

- ・ 食に関する多様な習俗・「わざ」が存在している。
 - ・ 地域の自然風土による多様性
 - ・ 日本人の精神性・歴史を反映
 - ・ 海外文化の受容も含め多様な発展
- ・ 懐石料理など長い歴史の中で守り伝えられた「わざ」が存在している。
- ・ 訪日客が関心を寄せる日本文化の代表である。

2 目指すべき姿

【たたき台】

- ・ 食文化が文化政策の重点分野の一つに位置付けられ、我が国の誇る文化として国民に広く認識される。
- ・ 食に関する多様な習俗・「わざ」が文化財等として適切に評価され、保護・活用される。
- ・ 国内各地で特色ある食文化が継承されるとともに、新たな食文化が創造される。
- ・ 海外で我が国の食文化への評価が一層高まり、日本の食・食文化の普及が進むとともに、食を目的とした訪日客が増加する。
- ・ 料理だけでなく食材、食器、提供の場なども含めて、食文化として振興される。
- ・ 食文化研究の基盤が構築され、学術的知見が集積・活用される。

3 振興施策の検討の方向性

- ① 文化財制度による食文化の保存・活用について
- ② その他の食文化振興のための方策について

令和 2 年度文化審議会文化財分科会企画調査会

文化庁の文化審議会文化財分科会において、以下の検討事項について施策の方向性を検討するため文化審議会の企画調査会を本年10月から開催中。

10月28日	第 1 回(検討課題の提示)	12月 2 日	第 4 回 (審議のまとめ (たたき台))
11月11日	第 2 回(関係者ヒアリング)	12月24日	第 5 回 (予定)
11月20日	第 3 回(これまでの議論の整理)		

主な検討事項 (案)

- 1 無形文化財及び無形の民俗文化財に関して、現時点では指定に至らないものの、国による保護措置の必要性が高く、存続が危ぶまれる無形文化財等の保存及び活用の在り方について。
- 2 今後新たに文化財として指定・登録される可能性があるものの、現時点では価値付けが定まっていない分野や、歴史が浅く学術的な蓄積のまだ十分でない文化財の保存及び活用の推進について。
- 3 地域における文化財の保存及び活用をより一層促進するため、文化財保存活用地域計画の策定の推進や、地域の自主的な登録制度の在り方について。
- 4 上記の他、無形文化財や無形の民俗文化財等の保存及び活用に関する課題について。

文化審議会について

文化審議会

令和2年10月現在

・文化の振興その他の文化に関する施策の総合的な推進並びに国際文化交流の振興及び博物館による社会教育の振興に関する重要事項の調査審議等

文化政策部会

食文化ワーキンググループ

・文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項に関する調査審議

美術品補償制度部会

専門調査会

・展覧会における美術品損害の補償に関する事項の調査審議

世界文化遺産部会

・世界遺産条約実施に関する事項の調査審議

無形文化遺産部会

・無形文化遺産保護条約の実施に関する事項の調査審議

博物館部会

・博物館の振興に関する事項の調査審議

国語分科会

・国語の改善及びその普及に関する事項の調査審議等

著作権分科会

・著作権制度に関する重要事項の調査審議等

文化財分科会

・文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議等

企画調査会

・文化財の保存及び活用に関する総合的な政策の企画に関すること

第一専門調査会

・美術工芸品に関すること

第二専門調査会

・建造物及び伝統的建造物群保存地区に関すること

第三専門調査会

・記念物、文化的景観及び埋蔵文化財に関すること

第四専門調査会

・無形文化財及び文化財の保存技術に関すること

第五専門調査会

・民俗文化財に関すること

文化功労者選考分科会

・文化功労者年金法により、審議会の権限に属させられた事項の処理

現行文化財保護法の類型等について

	指 定 〔所有権・流通等への保護規制 修復・継承への支援〕	登 録 〔緩やかな保護 多様な文化財をリスト化〕
【A-1】有形文化財 建造物、美術工芸品	○	○
【A-2】有形民俗文化財 衣食住の用具 等	○	○
【B-1】無形文化財 芸能、工芸	○	制度なし
【B-2】無形民俗文化財 風俗慣習、民俗芸能、民俗技術	○	制度なし

※地方の登録は、保護法上の根拠規定なし

＜事業内容＞

- 地域に眠る、文化財としての価値付けの未だ定まっていない分野や、歴史が浅く学術的な知見の積み重ねのない分野等の多種多様な文化的所産について、担い手等からの要望も踏まえつつ、その文化財としての価値を調査し、新たな文化資源として適切に保存・活用を図っていくことが必要。
- 特に、現在、新型コロナウイルス感染症の影響によりその継承に課題を抱える無形の文化的所産について、緊急に調査を行っていく必要がある。
- このため、文化庁長官が必要と認める文化的所産について、国立文化財機構等の専門機関の知見を生かして機動的にその文化財としての価値を調査し、保護方策の検討につなげる。

◆無形の文化的所産調査

○新型コロナウイルス感染症の影響もあり、伝承等に係る取組の実施が一層に困難になっていると想定されるところ、将来的に国が保護すべき対象を早急に把握するため、例えば近代に成立・発展した風俗慣習や芸能等の無形の文化的所産の分布及び伝承状況を調査する。



◆食文化状況調査

○生活様式・嗜好の変化等により、食文化が急激に変容し、その継承・振興が喫緊の課題となっていると想定されるところ、将来的に国が保護すべき対象を早急に把握するため、全国の食文化の伝承状況を調査し、全体像を整理する。



◆生活文化調査研究事業

○平成30年度までの生活文化に関する基礎的な実態調査を踏まえ、令和2年度から書道、茶道、華道の詳細調査を実施しており、令和3年度以降も新型コロナウイルス感染症の影響を受け、活動に困難が生じている生活文化や国民娯楽の分野の中での詳細調査を実施する。



(50音順・敬称略)

- ・岩崎 奈緒子 京都大学教授
- ・甲斐 昭光 兵庫県教育委員会事務局文化財課長
- ◎・小島 孝夫 成城大学文芸学部教授
- ・児島 やよい キュレーター、明治学院大学非常勤講師
- ・齊藤 裕嗣 東京文化財研究所客員研究員
- ・島谷 弘幸 九州国立博物館長、文化審議会文化財分科会長
- ・滝 久雄 株式会社ぐるなび取締役会長・創業者、公益財団法人日本交通文化協会理事長、株式会社エヌケービー取締役会長・創業者
- ・竹内 由紀子 女子栄養大学准教授
- ・都竹 淳也 飛騨市長
- ・鍋島 稲子 台東区立書道博物館主任研究員
- ・松田 陽 東京大学准教授

◎：企画調査会長 ○：企画調査会長代理

- ・ 佐々木 正直 群馬県立館林美術館 特別館長
- ・ 菊池 健策 東京文化財研究所 客員研究員
- ・ 竹原 学 松本市教育委員会 文化財課長
- ・ 甲斐 昭光 兵庫県教育委員会事務局 文化財課長
- ・ 熊倉 功夫 MIHO MUSEUM 館長、ふじのくに茶の都ミュージアム館長
- ・ 高木 聖雨 公益財団法人全国書美術振興会 代表理事・理事長
- ・ 中澤 弥子 長野県立大学教授、文化庁の食文化WG 委員
- ・ 山本 豊津 東京画廊 代表
- ・ 三笑亭 夢太郎 一般社団法人日本演芸家連合 代表理事・会長、
公益社団法人落語芸術協会 理事

令和 2 年度文化審議会文化財分科会 企画調査会（第 4 回）

議 事 次 第（案）

- 1 日 時 令和 2 年 1 2 月 2 日（水） 1 4 : 0 0 ～ 1 6 : 0 0
- 2 場 所 文部科学省文教施設企画・防災部会議室（旧文部省庁舎 4 階）
- 3 議 事
 - （ 1 ） 第 3 回の主な意見について
 - （ 2 ） 企画調査会における審議のまとめ（たたき台）
 - （ 3 ） その他
- 4 資 料
 - 資料 1 第 3 回の主な意見について
 - 資料 2 企画調査会における審議のまとめ（たたき台）

第3回（令和2年11月20日）の主な意見

<無形文化財・無形の民俗文化財の登録制度について>

- ・時代の変化に応じて将来の指定文化財になり得る無形の文化財については、現行の指定・記録選択とは別に、登録基準をうまく定めることで、新たな登録制度を加えることで保存・活用を図ることができる。
- ・記録選択は、その時点での記録を作成するに過ぎず、その後、継承されない懸念が拭えない。登録制度を導入して、登録された文化財について、継続的な保存・活用のための措置を講じ、確実に継承されるような制度を期待したい。
- ・地方にとっては地域資源の掘り起こしは重要であり、中には現行の制度で対象にしにくいものが出てくることもある。国で登録されることで、地元にとっては保存・活用に向けて大きなモチベーションになる。
- ・地方としては、必ずしも直接的な支援でなくても、様々な措置が考えられるので、まずは地域の様々な文化財を上手く受け止めることに意味がある。
- ・食文化や地域のお祭りをきちんと国が文化財として価値付けることは、来日する外国人が日本の文化に触れる機会を提供し、インバウンド需要を喚起することにもつながるため非常に重要。今の日本にとっては、文化を上手く活用することが経済力強化のためにも必須。

<生活文化等の保存・活用について>

- ・無くなりそうなもの、継承が難しいもののうち、歴史上・芸術上の価値が認められるものを文化財として保護するのが、これまでの文化財保護行政。現在議論されている生活文化の中にはこれに当たらないものも含まれるが、これらを登録文化財の対象にするというのは、国が特定の対象にある種のお墨付きを与える意味を持ち、従来の文化財保護の在り方を大きく転換することになり、十分な議論が必要。
- ・生活文化は曖昧であり、何を意味しているかを確認しながら進める必要がある。実態調査は重要であるが、こういったところに網をかけるか、何をどう調査するのかを明確にする必要がある。例えば、全国的又は地域的の観点や、「ハレとケ」又は「特別と日常」の観点に留意しながら生活文化の総体を調査し、把握すると良い。
- ・書道は、江戸時代の寺子屋の時からずっと継続してきており、我々の生きる時代においても、それが日本の文化として確実に次世代に継承されるようにするために、文化財としてきちんと価値付け、保存・活用を図るべき。

- ・日本の現代アートへの評価が高まる一方で流出もあり、特にインバウンドのニーズが高いにもかかわらず日本では代表的な作品が常設で鑑賞できない事態も生じている。登録への柔軟な定義を考えることで保存につながると考えるが、調査に当たっては、国内の専門家の意見に加え、国際的な評価を踏まえて、世界的な視点で考える必要がある。
- ・地方の美術館にとっては、評価の定まっていない現代アートを扱うことは難しい。税制等で個人のコレクターを支援していくことが適切ではないか。

<地方公共団体における登録制度について>

- ・地方公共団体が登録制度を設けることができることを、法律上に位置付けることで、地元にとっては、法的な根拠のある登録として箔付けにもなり、保護の意識が高まる。現状、登録制度を設けている地方公共団体は少なく、取組が進むのではないか。
- ・国の登録制度と、地方の登録制度をどのようにすみ分けていくか。地方の登録制度は、それぞれのニーズに応じて多様であり、それを国の登録制度が阻害しないようにする必要がある。例えば、広域にわたるものを対象にする、地方が登録制度を運用するのが困難な場合にそれを補完していくことなどが考えられる。

企画調査会における審議のまとめ（たたき台）

1. 文化財を取り巻く現状と課題

＜現状＞

5 文化財¹は、我が国の様々な時代背景の中で、人々の生活や風土との関わりにおいて生み出され、現在まで守り伝えられてきた貴重な財産である。こうした文化財を確実に次世代に継承していくことは、国民共通の責務である。

国民共通の財産というべき文化財について、我が国では、昭和 25 年に施行された文化財保護法に基づき、指定等の保護措置等が体系的に講じられ、文化財の所有者や保
10 持団体、地域住民等の尽力によって保存・活用が図られてきた。

近年、我が国の多様な文化の発信に対する期待が高まる中で、こうして守り育てられてきた文化財を保存・活用していくことは一層重要になっている。その中で、平成 13 年に制定された文化芸術基本法では、我が国の文化芸術に関する基本的施策に関連して、茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化を生活文化として、その振
15 興を図ることとされており、これらの分野に係る文化財についても、その保存・活用の必要性について認識が高まっている。

一方、文化財を取り巻く現状は極めて厳しい状況にある。令和 2 年初頭から急速に世界に広まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、様々な実演を伴う公演が中止・延期されており、その継承にも大きな影響を及ぼしている。また、地域のお
20 祭りなどの年中行事等についても、中止又は、実施する場合でもその規模や形態を縮小せざるを得ない事態が生じており、これらの文化財の継承のための活動が十分に行われないおそれのある危機的な状況となっているとの指摘がされている。

また、平成 29 年当時に企画調査会で議論された過疎化や急速な少子高齢化等による担い手不足等といった地域における文化財の継承に関する課題については、各地方
25 公共団体等において、地方創生等の観点から様々な保存・活用の取組が行われているものの、引き続き課題として継続しており、一層の取組が期待される。

＜課題＞

¹ 文化財の語は多義的であり、狭義には、文化財保護法上の定義に基づく文化財を指し、いわゆる未指定のものを含む場合もあれば、特に、指定・登録文化財を限定的に意味することもある。一方、広義には、必ずしも文化財保護法上の定義に限らず、一般的に、文化活動により作り出された文化的価値を有する事物や事象を指して用いられることもある。多様な文化財の保存・活用方策を主題とする本審議まとめでは、本文中特に明示のない場合、後者の広義の文化財として用いることとする。

以上の現状認識を踏まえ、企画調査会においては、生活文化など現時点では価値付けが定まっていない分野や、従来は歴史が浅く学術的な蓄積がまだ十分ではないと考えられてきた文化財について、その特性に応じた保存・活用を図る必要があること、また、無形の文化財については、重要なものを重点的に保護する指定制度により各種の規制を伴う保護措置により保存・活用を図っているところ、上述の危機的状況も踏まえて、より柔軟な方策により、幅広く保存・活用の措置を講じていく必要があることなどを課題として検討を行った。

また、国・地方を通じて財政的な制約がある中で、地方公共団体においては、地方創生の観点からも、地域の文化的資源を掘り起こし、保存・活用を図る取組が行われてきている。さらに、平成 30 年の文化財保存活用大綱及び文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）の導入により、地方公共団体における文化財の把握が進んでいく中で、地域の実態に合わせた多様な保存・活用の取組が求められることから、地域における文化財の保存・活用の充実に向けた方策について、検討を行った。

なお、企画調査会では、これらの課題について検討を進めるうえで、委員による検討に加えて、広く関係者からのヒアリングを行った。

2. 多様な文化財を保存・活用していくための方策

（１）無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度について

＜必要性＞

無形の文化財に関しては、平成 18 年にユネスコにおける無形文化遺産保護条約が発効し、これまでに、我が国から 21 件の無形文化遺産が代表一覧表に登録されている。また、地方創成に向けた取組と相まって、各地域において、地域のお祭りなどが地域文化の特色として捉え直されるなど、無形の文化財の保存・活用に対する認識が高まっている。

また、地方公共団体によっては、独自に条例等で無形の文化財の登録等を行うことにより、緩やかな保存・活用の措置を講じているところがある。このような地域における取組の過程で、保存団体が結成されるなど、地域において当該文化財の保存・活用に向けた機運の醸成や自主的な活動にもつながっているとの指摘がある。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、特に無形の文化財の保存・活用に対しても深刻な影響を与えている。例えば、歌舞伎、落語、能楽などの芸能に関する公演等について、約 4,300 件以上が中止又は延期を余儀なくされ、その発表の機会が失われているとの調査結果がある。また、地域の伝統行事なども中止等が相次いでいる。特に、茶道や華道、書道等の生活文化においては、当事者の声として、継承の基盤となる日常的な教授活動が継続できなくなっていることが指摘されている。これらの文化財に関しては、公演や行事の実施や日常的な教授活動が、その保存・活用に

重要な役割を担っているため、今般のコロナ禍によってその継承が十分に行われないおそれのある危機的状況である。

- さらに、従前から、継承の担い手の不在による散逸・消滅の危機は、文化財の保存・活用に関する重大な課題であるが、無形の文化財についても、生活様式の変化や担い手の高齢化等により、その存続が危ぶまれるものが増えているとの指摘がある。

こうした状況を踏まえ、存続が危ぶまれる無形の文化財等を広く保護の対象とするため、新たな制度的措置を講じる必要がある。

10 <具体的な方策>

上記の必要性を踏まえ、無形の文化財について、既にある重要無形文化財や重要無形民俗文化財の指定制度を補完する制度として、登録無形文化財制度及び登録無形民俗文化財制度を新たに創設することが適当である。

- 有形文化財においては、既に登録制度が設けられており、特に建造物については全国で 12,685 件（令和 2 年 11 月 1 日時点）が登録されるなど、登録制度を活用することで幅広い文化財の保存・活用が図られており、無形の文化財においても同様の取組が期待される。この点について、例えば、国が地域の郷土料理を無形の民俗文化財として価値付けることによって、地域の人々の意識が変わり、その保存・活用の促進につながるとともに、そうした取組が来るべきインバウンド需要を迎えるに当たっても極めて有効に作用し、それが更なる保存・活用の取組につながっていくという好循環の創出が図られるとの指摘もあった。

また、指定制度を補完し、幅広く保存・活用を図るという登録制度の趣旨を踏まえると、無形の文化財の登録制度を創設する場合には、柔軟な登録基準としていくことが重要である。

25

<検討すべき論点>

（記録選択との関係の整理）

- 無形の文化財に関しては、文化財保護法上、記録選択の制度があり、これまでに無形文化財については 91 件、無形の民俗文化財については 647 件（いずれも令和 2 年 11 月 1 日時点）の記録作成等が行われている。

- 記録選択は、変遷の過程を知る上で貴重なもの（無形文化財）、風俗慣習、民俗芸能、民俗技術のうち重要なもの（無形の民俗文化財）について、国が自ら記録作成を行ったり、地方公共団体が行う記録作成や公開事業に対して助成を行ったりしているが、特段の規制や対象文化財そのものへの支援を講じるものではないため、当該文化財を継続的に保存するものとはなっていない。

したがって、より多様な保存・活用の手法を取り得るようにするためにも、無形の文化財の登録制度を創設することは有意義である。

（地方の指定制度等との関係）

5 有形文化財においては、平成 8 年に建造物の、平成 17 年に美術工芸品の登録制度が創設されている。

その際、地方の指定制度との関係については、国の登録制度が国及び地方の指定制度を補完するものとの観点から、地方指定制度が優先することとされている。一方で将来的な国指定を視野に追跡や調査を行うため、所有者等の同意が得られる場合は、
10 国の登録と地方の指定を重ねて行うことも可能である。

今回、無形の文化財に国の登録制度を創設するに当たっては、有形文化財における取扱いと同様にすることが適当と考えられる。

したがって、国により登録された無形の文化財が地方公共団体により指定された場合には、国の登録は抹消することを原則とし、将来的な国指定を視野に、保存・活用のための措置を講じる必要があり、かつ、保持者又は保持団体の同意がある場合は、
15 登録を維持することが適当である。

また、地方公共団体の中には、独自の登録制度を設け、地域の無形文化財や無形の民俗文化財について既に保存・活用の取組を進めているところが一定数存在する。このため、今後、文化財分科会において無形文化財や無形の民俗文化財の登録制度の内容を具体化していくに当たっては、こうした、先行する地域の取組の状況に留意し、
20 国・地方全体での文化財保護体系の整合の観点から検討を進めていく必要がある。

（既存の登録制度の更なる活用）

なお、有形文化財の登録制度においては、建造物では 1 万件を超える登録がされている一方で、コレクションを対象としている美術工芸品の登録は 17 件であり、必ずしも有効に機能していないとの指摘があった。

建造物については、全国的な調査を実施し、将来的に登録され得る建造物を網羅的に把握することにより、地方公共団体との連携の中で、積極的に登録を進めている。

美術工芸品については、登録基準が「原則として製作後五十年を経過したものであって歴史的若しくは系統的にまとまって伝存したもの又は系統的若しくは網羅的に収集されたもの」と規定されており、地方公共団体の意見を聴いた上で、コレクションとして登録することとなっていることから、指定されている件数（1 万件以上）と比較しても少ない。

こうした現状を踏まえ、国においては、既に導入している有形文化財の登録制度について、幅広い文化財の保存・活用のためにも、更なる活用を図っていくことが求め
35

られる。

（２）生活文化等の保存・活用について

＜必要性＞

5 （総論）

文化財保護法の制定当初は保護制度の対象として想定されていなかったものの、現行の制度の中では十分な保護措置をとることの難しい文化財や、今後新たに文化財として評価し得るものについて、将来的な保存・活用に向けた取組を実施していくことが必要である。

10

（生活文化）

茶道や華道、書道、食文化等の生活文化については、我が国の多様な文化を表すものとして、積極的に保存・活用や振興を図っていくことが求められている。例えば茶道については、そこで用いられる道具や茶室の中には国宝や重要文化財に指定されているものがあり、また、茶道の文化の発展に貢献したとして文化勲章を受ける者もいる。さらに、茶道に関しては、一定の学術的蓄積がある分野もあると指摘されている。

また、生活文化は、例えば書道のように、長い歴史性を有するとともに、時代ごとに書体の変遷や新たな分野が生まれるなどその様式が変化してきているものであることから、変化を前提として、どのように保存・活用を図るかという視点も重要である。

20 加えて、例えば食文化は、しつらえや器も含めて、料理をとりまく様々な文化的要素が融合して、一つの文化的価値を創出している側面もあることから、生活文化については、こうした特徴に留意しつつ保存・活用を図ることが重要である。

なお、芸能に関しては、落語をはじめ寄席で行われる演芸の保護が課題となっている。特に、落語以外にも多様な芸があり、現在の人気を博する芸能の基になっているとの指摘もあることから、こうした芸能を広く保存・活用することが求められている。

一方で、文化財保護はこれまで、滅失・散逸のおそれの生じた文化や文物の緊急的な保護を都度直接的な契機としつつ、歴史上・芸術上の価値が一定程度定まったと判断されたものを保護対象とし、その範囲を拡大してきた。こうした経緯を踏まえると、生活文化の中には多様な分野があり、その中で保護すべき対象（わざ、用具）や範囲（担い手、流派）の裾野が広く、また芸能等のわざとも異なるため、その特性を踏まえた慎重な議論が必要であるとの指摘があった。

生活文化に係る文化財の保存・活用を図っていくに当たっては、こうした指摘を十分に踏まえながら、適切な保護の在り方を検討していく必要がある。

35 （現代アート作品）

美術品等の中でも、制作されてからあまり時間が経過していない作品については、これまで文化財保護法に基づく保存・活用の対象とはされてこなかったが、こうした現代アートと称される、近年国際的な評価が高まっている第2次世界大戦後の美術作品に関して、海外のコレクター等に高く評価され海外に流出していつてしまうものもある。我が国の多様な文化を守り、発信していく観点からは、こうした分野の作品についても、積極的に文化財として保存・活用を図ることが期待されている。

一方で、これらの作品については、文化財として保護すべき範囲について関係者間で合意が形成されておらず、また、海外に流出していくような比較的価値の定まったものばかりではないことから、そうした作品にまで広く保護の網をかけていくことには慎重な議論を要するといった指摘もあり、これまでの文化財保護の保存・活用の考え方に基本的に立ちつつ、体系として整合のとれた施策を講じていく必要がある。

＜具体的な方策＞

（生活文化）

茶道や華道、書道、食文化などの生活文化について、我が国の多様な文化財を適切に保存・活用するため、適切な保護措置を講じることが必要である。

その際、生活文化については、技術や所作だけでなく道具などとともに総合的に捉える視点も考慮すべきものであること、例えば食文化のような全国的な広がりのあるものと郷土食のように地域的な特性を有するものが混在すること、あるいは「ハレとケ」とも言われる生活の中の特別な場面でみられる文化と日常生活の中に見られる文化が存在すること、といった視点にも留意する必要がある。また、生活文化は、時代の変化とともに新たな表現形式が生み出されるなど、変化しつつ発展してきたものであることも指摘されており、そうした特性を十分に考慮する必要がある。

そのため、国においては、こうした生活文化の分野ごとに、その歴史的変遷や社会的価値、継承のための課題などの実態を調査しつつ、無形の文化財の緩やかな登録制度の活用など文化財保護法上の適切な保存・活用について検討・実施していくことが求められる。

また、生活文化については、分野ごとにその特徴が大きく異なることから、それらの分野を一様に取り扱うのではなく、それぞれの特徴（例えば、食文化であれば、無形文化財にふさわしいものと無形の民俗文化財にふさわしいものの両方が存在する）を踏まえつつ、関係者間での合意形成等の整ったものから柔軟に文化財保護の体系に取り入れていくことが必要である。

（現代アート作品）

現在、登録制度のある有形文化財については、原則として制作後 50 年経過したもの

を登録の基準としているが、現代アート作品を含む美術工芸品については当該基準を満たす前に、海外に流出したり、散逸したりするおそれもあることから、例えば、学術的な調査研究が進み、系統的又は網羅的に収集されたもの等については、より柔軟に対応することも含めて、幅広く保存・活用を図る観点から有効な方策を構築していくべきである。その際、現代アート作品は海外において高く評価されるものがあるため、調査に当たって国際的な評価を踏まえることが考えられる。

（３）地方公共団体における登録制度について

＜必要性＞

地方公共団体による文化財の保存・活用の方策としては、文化財保護法に根拠規定のある指定制度と、地方公共団体が独自に条例等で定める登録制度等がある。現在、多くの地方公共団体において、指定制度が運用されており、約 11 万件以上の文化財が地方指定となっている。

一方で、条例等による有形・無形の文化財の登録制度を設けている地方公共団体が 85（2 府県、83 市町村）あり、約 5,000 件の文化財が登録されている。この登録件数は、近年増加している。（平成 27 年度約 4,500 件から、令和 2 年度約 5,000 件に増加）

こうした中、文化財やその所有者に最も身近な行政主体である市町村において、消滅・散逸の危機にある文化財の掘り起こしを含め、文化財を総合的に把握し、地域一体で計画的に保存・活用に取り組んでいく観点から、平成 30 年に文化財保護法を改正し、地域計画に係る制度を創設した。ており、現在 16 市町で地域計画が策定されている。

これにより、各地域において、これまで十分に保存・活用されていなかった地域の文化財を改めて見直し、保存・活用の取組を進めていくことが期待されている。

また、過疎化・少子高齢化が進む中で、地方公共団体においては、それぞれの特性を生かして地方創生を推進することが求められており、その際、地域の文化財の掘り起こしと、保存・活用を図る取組は、核となる施策でもある。

こうした状況から、地域計画の策定等の過程で新たに把握される未指定の文化財について、地方公共団体において積極的に保存・活用が進められるようにすることが必要である。

＜具体的な方策＞

上述の状況を踏まえ、地方公共団体において、幅広く地域の文化財の保存・活用の取組が進められるよう、特段の法律上の規制等は伴わないものの、文化財保護法上の制度として、地方公共団体の登録制度を位置付け、地方の創意により活用することが

できるようにすることが適当である。

現在、条例等による登録制度を設けている地方公共団体は 85 であることから、制度を法令上位置付けることにより、一層多くの団体において取組が進むことが期待される。

- 5 なお、現在の地方公共団体の独自の指定制度や登録制度においては、有形の文化財から、無形の民俗文化財まで多様な類型の指定・登録がなされており、特に無形の民俗文化財については、地域の実情に応じた柔軟な支援を行う観点から、登録制度の活用が有効との指摘があった。

10 <検討すべき論点>

（国の登録制度等との関係）

- 現在の地方公共団体の独自の登録制度においては、歴史・文化基本構想や地域計画、歴史的風致維持向上計画も踏まえながら、国の指定又は登録、地方公共団体の指定を受けていない未指定の建造物を登録するなど、地域の実情やニーズに応じた制度の運用が行われている。

- 15 国の登録制度等との関係については、まず、所有者等に対する二重規制を防止する観点から、国・地方双方から登録されることは原則として望ましくないということを確認した上で、制度設計を図るべきである。その上で、地域の文化財は地域で守り育てるという観点からは、上述のような地方公共団体における主体的な取組が尊重されることが適当であり、今回創設を提言している登録無形文化財制度等も含め、国の登録制度等の運用に当たっても、地方公共団体への事前の意見聴取等の仕組みも生かしつつ、こうした観点到配慮した保護体系を構築する必要がある。

（地方登録を促進するための取組）

- 25 地域における文化財の保存・活用を促進していくためには、地方公共団体の登録制度だけではなく、様々な支援策を含めた総合的な検討が必要である。特に無形の民俗文化財は、地域の人々の生活に紐づいた文化財であり、人と地域社会をどのように保護していくのかという視点が必要との指摘がされている。

- 30 そのため、既に条例等で登録制度を設けている地方公共団体の取組を広く共有するなどして、希望する多くの地方公共団体が取組みやすくする工夫が求められる。

- また、地域計画に関する制度として、計画の策定過程で市町村が域内の文化財の状況を総合的に調査・把握することとした上で、適切と思われる文化財については、国の登録について提案ができることとされている。地方公共団体により登録される文化財の中には、将来的には国による登録に相応しいものもあると考えられ、地方公共団体における積極的な調査・把握の取組を促すとともに、国の登録制度の充実を図る観

点からも、地方公共団体が登録した文化財のうち、国により登録されることが適切と思われるものがある場合には、国に対して、登録の提案ができるようにすることが適当である。

5 (地方公共団体の体制充実)

地域での保存・活用を進めていくに当たり、地方公共団体における文化財の専門人材の不足が課題になるとの指摘が多い。地方公共団体において、登録制度の趣旨を踏まえて、積極的な文化財保護の取組が行われるためには、専門人材の確保など体制の充実が重要である。

10

3. 今後に向けて

(指定文化財の確実な保護)

今回創設する無形の文化財を含む登録制度について、指定制度を補完する幅広い保護措置との趣旨に沿った運用とすることは当然であるが、そのために、手厚い保護の求められる重要文化財や重要無形文化財といった指定文化財の指定や支援措置がおろそかになってはならない。国においては、指定文化財の確実な保護も念頭に置きつつ、登録制度の積極的な運用を行っていくよう求めたい。

15

(地域の取組への期待)

現在、各地方公共団体において、地方創生の推進等の観点を含めて様々な取組が進展しつつあるが、幅広い文化財の継承のためには、まずはそれぞれの地域における未指定の文化財を含めた調査・把握が不可欠であり、特に市町村における地域計画の策定の取組が進むことを期待したい。また、この地域計画策定の過程で把握された文化財については、地方指定及び今回検討した地方登録の枠組みを組み合わせながら、地域において適切に文化財として位置付けるなど、積極的な保存・活用の取組が進むことを期待したい。

20

25

(生活文化等に関する調査)

コロナ禍が文化財の継承に与える影響は大きく、かつ、現時点でその収束を見通すことは困難であるが、各地域において、ポストコロナを見据えた取組の実施が急がれる。国においては、地方公共団体や保持者等によるポストコロナにおける文化財の保存・活用を積極的に支援するとともに、生活文化等の保存・活用に向けた調査を速やかに実施することを求めたい。

30

35 (地域における体制の充実)

我が国の文化財の保存・活用を進展させていくためには、地域における文化財の保存・活用に係る体制の充実が不可欠である。国においては、各地方公共団体との連携を図るとともに、文化財保存活用支援団体²等の活用についても積極的な周知を図ること等により、地域における人材確保や資質向上に向けた取組を充実させることを期待したい。

5

² 文化財保存活用支援団体は、市町村が、当該市町村内の文化財の保存・活用に関する各種施策の推進主体として、地域の文化財の保存会や NPO 等の民間団体を指定する制度。行政と民間が協力しながら、所有者だけでは維持管理等が困難な文化財の保存・活用の促進を図るなど地域の多様な主体が連携して文化財の継承に取り組んでいくことを目的として、平成 30 年の文化財保護法改正時に創設された。

食文化振興の課題と施策の方向性（論点）

目指すべき姿	課題（WGでの議論）	施策の方向性（論点）
(1) 食文化が文化政策の重点分野の一つに位置付けられ、我が国の誇る文化として国民に広く認識される	・ 日本食文化に対して、海外からの関心が高い一方で、国内の認識・評価が不十分 ・ 食文化を提供する側だけでなく、受け止め側のリテラシーも重要。地域の人や国民に認識されなければ意味がない ・ 家庭における食文化の継承も重要だが、十分でない	○ 国民の食文化への認識を高めるための方策 ・ 家庭、学校等での食文化教育をそれぞれどのように進めればよいか ・ 気づきのきっかけとして、その他どのような方策が考えられるか（イベント、顕彰、文化財保護法による価値付け、基本方針の取りまとめと周知 等）
(2) 食に関する多様な「わざ」・習俗が文化財として適切に評価され、保存・活用される	○ これまでは食文化を文化財として評価する動きが無かったため、学術的に評価する十分な基盤が設けられていない。体制（評価基準を含む）の構築が必要 ○ ただし、基盤や体制構築を待っているだけでは、その間に多様な食文化が衰退・消滅する恐れ。抑制するための何らかの対策を講じる必要 ○ 記録蓄積が不十分。継承者の不足等を背景に、継承が困難	○ 学術的な評価を可能とするための方策（知見の集積、研究・評価できる人材の育成、評価基準の検討等） ○ 企画調査会で議論されている新たな仕組み（登録制度）の活用方策 ・ 変容性をはじめ食文化の特徴も踏まえた保護策が必要。保護と活用のバランスの取れた振興が重要 ・ 自治体・担い手自身が学術的調査により文化的価値を明らかにすることと、これに基づき国が柔軟に登録する仕組み（ボトムアップ型）が適当 ・ 登録案件の蓄積により、指定の評価の考え方を整理してはどうか ○ 自治体や業界と連携して調査研究を推進するための工夫 ○ 継承方策（文化財保護法の仕組みを活用した調査・記録の促進、継承団体の育成等）
(3) 国内各地で特色ある食文化が継承されるとともに、新たな食文化が創造される	・ 継承者の不足等を背景に、継承が困難 ・ 地域の人が地元の食習慣の文化的価値に気付いていない、又はそもそも食習慣の存在を知らない。地域の食文化資源の発掘・活用が十分検討されていない	○ 自治体や担い手自身による地域の食文化の振興方策（調査研究、シビックプライドの醸成、継承団体の育成、食文化ストーリーづくり、域内外への発信等） ○ 上記取組を促進するための方策 ・ 食文化振興が地域活性化につながるモデル事例を作ることが重要ではないか ・ 郷土食を文化財として価値付けることが、地方へのインバウンド誘客につながる【企画調査会での意見】 ・ 自治体等の取組を促進するための工夫（連携体制等）

目指すべき姿	課題（WGでの議論）	施策の方向性（論点）
(4) 海外で我が国の食文化への評価が一層高まり、日本の食・食文化の普及が進むとともに、食を目的とした訪日客が増加する	・ 観光や輸出の促進等、経済的効果を考慮した食文化のブランディングと文化発信も重要であることから、そのための価値付けや情報発信も必要	○ 自治体や関係者による食文化の発信を促すための方策（発信できる人材の育成等） ○ 国によるブランディング、情報発信の方策 ・ 発信すべき食文化の内容は何か。たとえば、 ①食に体现された日本人のライフスタイル・精神性（※たとえば、健康イメージの背景にある発酵・だし文化等、ユネスコ登録された「和食」の要素を軸に） ②多様な食文化の存在 ・ 発信手法にはどのようなものがあるか ・ 文化財制度もブランディング、情報発信に有効か
(5) 料理だけでなく食材、食器、提供の場なども含めて、食文化として振興される	・ 食文化を総合的に捉える意識が乏しい ※ 食文化は、気候風土や歴史を背景に、先人が構築し定着した習俗や技術であり、食材、食器、提供の場（しつらえ）など様々な要素からなるものだが、料理や味わいで評価されがち	○ 食器等も含め総合的に捉えることの意義 ○ 総合的に捉える意識を高めるための方策
(6) 食文化研究の基盤が構築され、学術的知見が集積・活用される	・ 食文化に関する学術的知見を集約する場がない。研究結果や記録の蓄積と、それにアクセスできる環境が重要 ・ 学際的（分野横断的）に食文化を研究・評価する視点・人材育成が必要 ・ 食文化研究の担い手は学問分野にとどまらない、民間の知見や人材が有用	○ 既存の知見の集積と新たな調査研究・活用を促進する方策 ・ 分野横断的な調査研究結果や記録が集積し、活用されるための方策（知見の活用方策、期待される効果、運営主体・方法等） ・ 多様な関係者を巻き込むために、どのような工夫ができるか

村田委員からのご意見

○ 食を文化財として保護することに関して、「日本料理の何を守っていくか」は、難しい。古くから伝承された技を守ることには無意味。なぜならば100年前の大根と今の大根は違う。100年前の大根は苦い。ゆがいてだしをふくめる。今の大根には合わない。素材も違えば食べ手の好みも違う中で、調理技術や味付けなどのレシピは変わって当然である。継承するためには、変わらないうちに記録を残す必要がある。「日本料理大全」では、日本料理の基軸を、誰もがわかるよう科学的に整理し、残す活動をしている。

技術の習得は、自転車に乗る練習をしているようなもの。誰でも時間をかければできるようになる。その自転車に乗ってどこに行くか、何を目指すか、が大切。食べ手に、時空を超えて情景や情感を伝えられることが、家庭料理と異なる、地方も含めたプロの料理技術。

技術やレシピは当然に変わる一方で、継承すべき日本料理の肝を捉えらるとしたら、①清き水と日本人の精神（食材はすべからく神からの頂きもの）を現す引き算の料理（洗い清める、皮を剥く、アクをとるなどの調理技術）、②豊かな水から得られる食材（水の中で育つ稲、水と米と麴から作る酒と発酵調味料（醤油、味噌、酢など））、③少量多品種低カロリー、④うま味を中心に構成した料理（うま味により食べたときに満足感が得られる）である。

仮に料亭での食体験がハレの食だとして、日常のケの食があるからこそ、ハレが存在し得る。日本料理に慣れ親しんでいないと料亭料理を食べたいと思わない。

（特に弱いと思う点、文化庁として価値づけを進めると良い点を質問したところ）地域の多様な食を残すこと。日本の食は、よその国にはない多様性がある。急激に時代が変わっているが、子供、孫が、そういうものがあつたことを知らないようにはしたくない。自分たち（の世代）の責任だと思う。

昔から続けていた料理は文化に違いない。ただ、歴史が長いというだけでなく、いまの人たちが好んで残したいと思うものがよい。

○ 海外への食文化の伝え方について、各国で考え方、感じ方が違うため、国によってアピールの仕方を考え、受け手の理解が得やすい方法で伝えることが大切。たとえば、日本は食感と味が重視されるが、ヨーロッパは食感や味よりも、香りを重視するため、日本料理の成り立ちなど文化的背景をまず説明することが重要である。その上で味わってもらいと、日本料理の魅力が伝わり、日本の食が好ましく感じられるようになるというのが実感。

○ 日本料理は、皿の中だけではなく、接客や調度品も含めた空間芸術である。一方、接客が十分評価されず、仲居のなり手が少ないという課題がある。料亭にとって仲居は、お客様の好み、しつらえや料理の内容等を把握し接客に活かす等欠かせない存在である。料亭文化を仲居の接客やしつらえなども含めた空間芸術として価値づけることができれば、日本料理に対する理解がより一層深まると期待できる。

また、その手段として、料理だけでなくしつらえや接客など他の要素を含め文化財として登録する仕組みができれば、自分たちとしても活用したい。

○ プロの技の継承者の育成については、料理人自身による技能向上を促す検定やコンペティションが有効であろう。自分が試験を受けて受かる、という形式がいい。

（国民の食文化への認識を高めるための方策として官民による料理人の顕彰をどう考えるか質問したところ）自分が文化功労者に選ばれた際、多くの料理人に喜ばれ、食も文化だと認めてもらった、誇りになるとの反響があった。顕彰は、食が文化であることを国民が認識する機会となり、担い手の誇りに繋がる。

料理が上手な人と日本の文化を守ろうとしている人は違う人かもしれない。文化庁なら、料理がおいしいかではなく、どういう文化を守ろうとしているか、何を評価したいかを決め、顕彰に反映させないといけない。おいしさの評価はミシュランに任せておけば良い。顕彰の対象は料理人だけではない。多様性を守ろうとするのであれば、各地の郷土食をずっと研究している人を表彰できたらいい。「ロクなものではない」と言っている人たちが表彰されたら、みんな喜ぶ。

仮に料理人を表彰するなら、地方都市の料亭などで独特の技で独特の料理を作っている人を表彰できたらいい。若い人が育成されるよう、若手を表彰したり後進の指導をしている人を表彰したりすると良い。評価の固定化を防ぐために、審査員の定期的な入替えは必要。